京都府

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

	慣用名	使用量(kg/年)				
政令 番号		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		4.6E-4	7.4E-1	4.8E+1	48.9
64	エトフェンプロックス	4.4E+1	1.3E+1	1.1E+1	2.2E+1	90.9
117	テブコナゾール				3.9E+0	3.9
139	トラロメトリン			2.0E+1	1.9E+0	22.1
140	フェンプロパトリン			6.9E+0		6.9
153	テトラメトリン	3.8E+2	2.2E+0	3.6E+2	1.1E-1	744.9
181	ジクロロベンゼン	7.2E+2	1.9E+2			907.4
225	トリクロルホン		3.9E+0			3.9
248	ダイアジノン		5.9E-1			0.6
251	フェニトロチオン		1.1E+2	5.7E+0	9.3E-2	116.8
252	フェンチオン	9.1E+0	5.7E+1			65.9
256	デカン酸				4.3E+0	4.3
350	ペルメトリン	2.6E+1	3.1E+1	2.7E+1	6.5E+1	149.3
405	ほう素化合物		3.8E-1	3.2E+1	2.7E+0	35.6
427	カルバリル			2.7E+2		268.0
428	フェノブカルブ			2.0E+2	1.8E+2	374.6
457	ジクロルボス	1.8E+2	5.1E+2			691.0
	合 計	1.4E+3	9.2E+2	9.3E+2	3.3E+2	3534.9

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。 注)衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等